

研究種目：若手研究 (B)  
 研究期間：2008 ～ 2009  
 課題番号：20730395  
 研究課題名 (和文) 児童養護施設における子どもの権利擁護に関する実証的研究  
 研究課題名 (英文) Research on children's rights in children's home  
 研究代表者  
 長瀬 正子 (NAGASE MASAKO)  
 常磐会短期大学・幼児教育科・講師  
 研究者番号：20442296

## 研究成果の概要 (和文)：

本研究は、児童養護施設における『権利ノート』の導入が施設現場においてどのような変化をもたらしたのかを大阪府の児童養護施設職員のインタビュー調査により明らかにしたものである。「集団指導から個人の尊重」、「子どもの声を聴く」といった変化の様相が明らかとなったが、「共通体験の不在」、「振り回される職員」、「とめられない問題行動」、「かえって混乱する子ども」といった問題も生じた。本研究は、こうした職員たちの「変えられない困難さ」を詳細に記述し、施設における権利擁護が意識向上だけでは果たされないことを示した。

## 研究成果の概要 (英文)：

The aim of this research is to clarify the impact of 'children's rights handbook' towards the children's home, by interviewing care workers in children's homes in Osaka.

The research has shown some improvements in regarding with staff's awareness of the problems surrounding the children's right in children's homes. As a result, there are some changes such as caring individual needs, listening to children. However, at the same time, we have found some serious difficulties and issues that the care workers are facing, such as 'lack of shared experiences,' anti-social behaviour', 'children's and care workers' 'confusion'.

This study overall has demonstrated that the care workers' awareness and will to protect children's rights is not sufficient to protect them within the children's homes in Japan today.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	800,000	240,000	1,040,000
2009 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学 社会福祉学

キーワード：子ども 権利擁護 児童養護施設 児童養護施設職員

## 1. 研究開始当初の背景

『権利ノート』は、児童養護施設で生活す

る子どもに対して子どもの権利について説明するための冊子である。カナダで発刊され

た『権利ノート』に影響を受けた大阪府が自治体として 1995 年に初めて作成したことをきっかけに全国へ広がりをもった。権利条約批准、社会福祉基礎構造改革という子どもの福祉を取り巻く大きな理念変化にせまられたことを背景にもち、施設内虐待事件の発覚など社会的な解決をせまられたことによって広がりをもった。特に大阪府においては、『権利ノート』の研修が毎年実施されるなど一定の浸透がみられた。これらのことから、『権利ノート』は、児童養護施設現場において子どもの権利という理念を初めて言語化したものであり、作成されたことによって施設現場がその理念を実現化していくために具体的な方法を模索するきっかけとなった媒体である。

先行研究においては、『権利ノート』の利用実態に関する全体的な傾向や、児童養護施設職員が『権利ノート』をどう受け止めているかという点が明らかにされてきた。また、高橋他(1996, 2005)では、大阪府において『権利ノート』作成および導入が児童養護施設職員の子どもの関わりにおいて肯定的な変化をもたらしたことが指摘されていた。子どもの権利保障を実現するうえで子どもの環境や人間関係の変革は重要であり、高橋(1996, 2005)においても『権利ノート』導入は効果があったことが確認されていた。しかし、そうした施設の体制および職員のケア方法における変化がどのようなものであったのか、また、そうした変化をもたらされた背景については明らかにされていない。また、これまでの利用実態調査における自由記述においては「権利よりも義務が必要である」「『権利ノート』は現実と乖離している」といった記述がみられた。しかしながら、施設職員によって書かれたテキストが施設職員の置かれたどのような社会的コンテキスト、生活文脈によって生じているのか明らかでない。

## 2. 研究の目的

1. で述べたような問題意識より、本研究は、『権利ノート』導入は、どのような児童養護施設現場の体制および施設職員の意識や子どものケア方法の変化をもたらしたのかその様相を描きだすことを目的とする。『権利ノート』が必要かどうかを問う際に利用実態のみならず行為と意味づけを連動させた現実を描き出すことで、『権利ノート』の成果と課題を明らかにしていく。

## 3. 研究の方法

本調査はライフヒストリー調査法を用いる。ライフヒストリー調査法は、個人の生活や経験に焦点化し、「個人のパースペクティブ、すなわち価値観、状況規定、社会過程の

知識、体験をとおして獲得したルールなどにアクセスする方法である」(中野・桜井 1995: 8) 小林(2005: 165)によれば、語りの解釈にあたってはより広い社会的・制度的なコンテキストを考慮にいれなければならないことが強調されてきた。児童養護施設現場において『権利ノート』が導入され実践されていく過程を時系列に追ひ、その過程における職員一人ひとりの意味づけが社会的・制度的なコンテキストとどのように関連しているのかを探るといった本研究の目的にそった方法であると判断した。

### (1) インタビュー対象者

大阪府の児童養護施設部会調査研究部長に本調査の趣旨をご理解いただき、部会をとおしてお声かけいただくことをお願いした。結果として 12 名の被調査協力者を得た。インタビュー対象者は、大阪府の児童養護施設部会をとおして『権利ノート』作成以前の状況も知る勤務経験が 10 年以上の児童養護施設職員に依頼した。2008 年 4 月から 2009 年 2 月にかけて 12 名の被調査協力者を得た(本報告書でも A さんから L さんとする)。

### (2) インタビュー方法

本調査では半構造化面接によるインタビュー調査を行った。インタビューのすべての手続きを完全に構造化させることを避け、被調査者に自由に語っていただくように心がけた。筆者からの問いかけは、①子どもの権利、『権利ノート』との出会いおよび印象、②『権利ノート』の導入過程、③子どもたちの『権利ノート』や権利に関するエピソード④『権利ノート』によって変化した体制や意識、⑤『権利ノート』に対する評価である。

### (3) 分析のプロセス

分析にあたっては、逐語記録化したインタビューデータを熟読した上で、筆者の問題意識である 5 点に対応する語りのまとまりを抽出した。第一段階の作業において、①過去のエピソード、②『権利ノート』の導入過程および印象、③導入によってもたらされた体制、意識およびケア方法の変化、④子どもの『権利ノート』に関する受けとめや反応、⑤もたらされた変化に対する葛藤および戦略、⑥『権利ノート』の意義および現状評価、⑦児童養護施設の役割の転換というまとまりに分けられた。つづいて、①から⑥のそれぞれのまとまりにおける語りの切片化を行い、切片化されたデータをあらわす言葉をコードとして付した。コード名称は、データのなかの言葉や表現そのものを用いることもあり、被調査者の語り全体においてどのような文脈に位置づくのか、コード名称の加筆修正を繰り返し実施した。

被調査者の語りは、時系列としては前後し

ている。小林（1995：52-54）によれば、インタビュー・テキストのなかの時間は①<クロノジカルな時間>、②<ライフサイクル的な時間>、③<歴史的な時間>、④<現在>という四つの時間の種類をあげている。本調査における施設職員の語りには、①<クロノジカルな時間>と児童虐待防止法の制定や児童虐待の増加といった児童福祉分野における社会的出来事である③<歴史的な時間>が認識されながら語られていた。筆者は、それを読み解きながら、「子どもの権利」の理念が個々の施設職員にどのように受けとめられていったのか、それぞれの歴史を読み取るために被調査者ごとに①から⑥のまとまりにおけるコードを整理したマトリクスを作成した。

マトリクスにおける被調査者ごとの意味内容の共通性や複数の人によって語られた言葉に注目しながら、行為者の意味づけを比較検討した。①から⑥におけるまとまりにおいて、コードを意味内容ごとにまとまりを生成し、サブカテゴリーとした。施設職員の語りは、具体的エピソードとそれに対する自身の意味づけで構成されていることを踏まえながら、コードとサブカテゴリーが一致しているかどうか、まとまりの名称がサブカテゴリーの意味内容を反映したものであるか、語り全体の文脈に立ち返りながら繰り返し検討を行った。

#### （4）倫理的配慮

倫理的な配慮としては、次に述べる①から⑦の過程を実施した。①調査の趣旨、録音、データの取り扱い、研究成果の公表について事前に十分な説明を行い、たとえ調査協力者インタビューを拒否したり、公表を拒否したりしても、協力者に不利益は生じない旨を説明した。②上記①の過程を経て、調査協力者の同意を得てからインタビューを実施した。③テープ起こしを行うなど研究協力者を関係者に限定しデータの管理を徹底して行っている。④研究成果の公表はすべて対象者に確認する手続きをとり許可を得る。その際、不適切な内容等のご指摘があれば、修正・加筆を行う。⑤個人名や勤務している児童養護施設等が特定できないよう匿名性に配慮した。⑥日本社会福祉学会倫理規定を遵守し、指導教官や質的研究に詳しい研究者に公表の与える影響と倫理上の配慮について指導を受ける。⑦インタビューを収録した録音媒体および逐語録等個人名や特定施設名が記録されている可能性のある資料は、研究終了後、破棄する。

#### 4. 研究成果

以下、研究成果をインタビュー対象者 A さんから L さん 12 名の語りをカギカッコ「」

で引用しながら述べる。

#### （1）変化の様相

具体的な変化の様相は、大きく 7 つのサブカテゴリーにまとめられた。職員のケア方法としては、「集団指導から個人の尊重」、「子どもの声を聴く」、「プライバシーの尊重」、「体罰によらない指導」、子どもに対する姿勢としては「導くより後押しのスタンス」、施設の体制としては「抱え込みから他の機関をまきこんでのチームワーク」、子どもの変化としては「『嫌』と言える子ども」である。これらの変化は、個々の職員の意識、施設の体制や職員の共通認識、個々の職員のケア方法といった 3 つのレベルにおいて展開していた。

#### ①集団指導から個人の尊重

I さんは、「個人の尊重」という言葉を繰り返し使いながら意識変化を説明した。これまで「職員対子ども集団」として成立していた関係性から「職員対一人ひとりの子ども」という関係性へと変化し、職員のまなざしも一人ひとりの子どもをみていく方向性へと変化した。また、施設の体制において「日課のなかの強制プログラム（D さん）」と表現される集団で行動する行事、日課がなくなっていったことが語られた。加えて、施設生活における「行事」に対する参加方針も変化した。「集団指導から個人の尊重」という流れのなかで、かつての処遇の意味よりも子どもの意思を優先させていくように変化した。

#### ②子どもの声を聴く

子どもの声に耳を澄まし、子どもの気持ちを受けとめようという意識へと変化したことが語られた。職員の共通認識あるいは体制としても子どもの声を聴いていく仕組みをつくらうとしていた。B さんの施設では年に 2 回子どもの意見を取り入れていくアンケートを導入し、K さんの施設では、お話しボランティアあるいは C A P を導入していた。

#### ③プライバシーの尊重

子どものものを勝手にさわらない、見ない、一緒に片づけるといったエピソードが語られた。子どもの私物に対する認識が変化したことがうかがえた。

#### ④体罰によらない指導

「体罰は、もう許されない」という言葉が繰り返し語られた。そのような意識は、具体的に「叩かない」「頭ごなしに叱らない」といった職員のケア方法に変化を与えることになる。それは、職員と子どもとの向き合い方が変化していく過程でもあった。K さんは、これまで使ってきた方法論を見直し、子ども

との向き合い方を新たに考え模索していったことを語った。これらの個々の職員のケア方法の変化は、職員の共通認識や施設全体の枠組みにも影響を与えた。ルールの中身を精査した施設（Cさん）もあれば、Hさんのように子どもに対して叱る職員の言葉かけについて共通認識をもつように変化した施設もある。また、Hさんは、抱え込みではなくなった職員体制において、チームワークは非常に重要となってきたことを指摘した。これらのエピソードから、児童養護施設における子どもの向き合い方が大きく変化したことがうかがえる。

#### ⑤ 導くより後押しのスタンス

①から④において述べた子どもに対する指導の大きな変化は、当然のことながら施設職員が果たす役割や位置づけ、子どもとの距離感を変化させるものであった。施設職員が子どもに与える影響力の強さを認識し、子どもに対する距離感を考えることになっていた。これらの意識の変化は、実際に子どもへのかかわりにおいても「導くというより後押し」と表現される。これまでは、積極的に施設職員から子どもへアプローチしていたが、そうではなく後ろからバックアップしていくかかわりへと変化していった。

#### ⑥ 抱え込み体制から他の機関をまきこんでのチームワーク

個々の職員の意識や指導方法の変化は、職員集団のあり方そのものも変化させていく。導入以前の職員集団の特徴のひとつに「自己解決の体制」というものがあつたが、施設内の担当者による抱え込みだけでなく、施設内でのチームワーク、子ども家庭センターとの連携、外部の機関との連携（CAPなど）というふうに変化した。DさんとFさんは、施設職員だけでは解決できなくなった現場の状況を指摘した。子どもの状況を改善するためには、「子どもの現状をありのまま話して『困ってますねん』『正直にさらけださないと』問題解決に至らなくなったこと、子どもの社会資源として活用できそうな親、子ども家庭センター、そして『権利ノート』に書かれているフリーダイヤルも含めて活用するようになったことを語った。

#### ⑦ 「嫌」と言える子ども

『権利ノート』導入、子ども自身が「子どもの権利」の理念を取り入れていくことで子どもが変化したのかという点についての語りは、Bさんしか得られなかった。Bさんは、子どもたちの縦の関係がなくなったこと、「嫌」と言えるような雰囲気に変化したことを語った。

#### (2) 生じてきた問題

ここまで述べてきた変化が「良い変化」であるとするならば、(2)で述べることは、ある意味「良くない変化」である。ただ、「良い変化」と「良くない変化」は並列の関係ではなく、ある意味「良い変化」が起きたからこそ生じてきた課題でもある。すなわち(1)変化の様相でまとめられた7つの変化である「集団指導から個人の尊重」、「子どもの声を聴く」、「プライバシーの尊重」、「体罰によらない指導」、「導くより後押しのスタンス」といった職員の意識およびケア方法の変化があつたからこそ「生じてきた問題」とはどのようなものであろうか、また、なぜこれらの「問題」は「問題」として浮上してくるのであろうか。「生じてきた問題」カテゴリーにおいては、「共通体験の不在」「振り回される職員」「とめられない問題行動」「かえって混乱する子ども」というサブカテゴリーが生成された。子どもや職員との葛藤や職員が混乱する子どものエピソードが詳細に語られた。

#### ① 共通体験の不在

##### ー 成立しなくなった行事

「集団指導から個人の尊重」へと変化するなかで行事への参加の仕方、行事に対する拘束力の程度が変化していった。参加への強制力が低くなったことから、行事そのものが成立しなくなったことがLさんの語りからうかがえる。行事には、いつもの生活空間とは違う場面で展開される人間関係や場面設定において成長する子どもの姿、生まれてくる人間関係があつたこと、それが失われたことによって「思い出に参加できない（Dさん）」状況が生まれてきた。施設の行事は、キャンプだけでなく他にも遠泳や登山、ウォーキングなどがあり、目的があつて実施されていた。子どもにとっては、一見、心地が良い面ばかりではない行事も多い。しかしながら、子どもの成長する機会のひとつであつたことも確かである。行事が子どもに対しての強制力を失うことで成立しなくなったことは、子どもたちの成長する機会もまた失われたことを意味する。

#### ② 振り回される職員

##### ー 子どもの権利主張と攻撃

「権利主張が強くなる」。子どもの権利が否定される際に用いられる言いまわしのひとつである。具体的にどのような場面において職員が「権利主張が強くなった」と感じているのだろうか。Kさんは、子どもの権利主張が強くなったと感じている二つのエピソード、大きな音で音楽を聴く子どものヘッドホンにまつわるエピソードと職員に怒られたことを根に持った子どもが親に訴えたエ

ピソードを紹介した。

Kさんが指摘するように「人数が多いから、あちこちでそれが勃発してる」という点が児童養護施設という生活空間で起きる問題のひとつの特徴であろう。「権利」という言葉は、自分の主張をとおすための道具として用いている様子、親を含めた子どもの複雑な気持ちや関係性が、結果として施設や施設職員への攻撃へと向かっている様子が語られた。

### ③とめられない問題行動

変化の様相の三つめである「プライバシーの尊重」により、子どもたちの問題行動をとめることができなくなっている施設もあった。Lさんは、子どもたちの問題行動が蔓延している状況を詳しく説明してくれた。問題行動が蔓延する背景には、職員が子どもたちの持ち物を勝手にみるができなくなったことが関係している。加えて、問題が起きた時にも子どもたちは「罰せられない」と感じており、職員は「子どもを信用するしか仕方ないし。」という状況に置かれていた。さらに、問題行動をとめるための方法が見つからないまま悩んでいた。事前に問題を把握できない、有効な指導方法が見つからない、そのなかで問題行動は拡大するばかりの状況があった。

### ④かえって混乱する子ども

職員の子どもへの姿勢も「導くより後押し」という方向性へと変化した。その変化のなかで、「尊重」「聴くという姿勢」と「導く」「指導する」という価値の間で揺れ動き、迷う職員の姿があった。Kさんは、軽度障害のある子どもの進路支援において、昔であつたらもっと強引に職員の思う方向性に進ませたが子どもの意思を尊重する方向性をとったからこそ起きている失敗について語った。子どもの意思を尊重する方向性ではあるけれども、それが逆に子どもにとってしんどい目に合わせているのではないかと語った。「聴く姿勢」や「尊重」ということは重要であるが、それが結果として「子どもの最善の利益」とならない場合、どのように考えていったらいいのだろうか。

### (3) 変えられない困難さ

『権利ノート』には賛同し、子どもにとってよい生活という目指すべき姿が明確になり、意識が変化していくにつれて、実現することが難しい現実も明確になっていく。「実現したいけれどもできない」職員の声からは、そのような苦悩と非力さに満ちたものも少なくなかった。「変えられない困難さ」カテゴリーは、「集団生活という限界」、「少ない人的配置という限界」、「うめられないギャップ—多様な施設の姿と格差」という三つ

の限界が示された。職員の意識向上がなされても、集団生活、少ない人的配置というハード面に固定される現実が浮かび上がる。

児童養護施設は、大舎制で大勢の子どもたちが生活する「集団生活」として運営せざるを得ない状況がある。現在でこそ、小規模へと生活単位を小さくしていくことの重要性が指摘されてきたが、『権利ノート』が導入された当時はそのような議論はメインストリームではなかった。「集団生活」と「個々を大事にする」ことの間にある距離をCさんは「ギャップ」として表現しているが、そもそも物理的な環境として実現が難しい状況があった。

難しいのは、物理的な観点だけではなく、Eさんは、それぞれが好きなように生活してしまったら成立しない環境、施設の日課が生じてくる必要性について語った。日課を成立させるためにもルールは、大勢の子どもたちが集団として生活するうえではどうしても必要となってくる。それが集団生活の「一番悪い所」だと認識はあっても、簡単に変えられる状況にはない。加えて、生活単位の大きさも、『権利ノート』の理念を実現するうえでのハードルのひとつになっていた。Dさんは、施設の設立経緯と宗教の関係性を踏まえ、それは分かちがたく存在していることを指摘する。宗教の自由があるとはいえ、子どもたちは入所した施設の宗教的な行事にも参加していく。子どもの意見表明の自由があるとはいえ、入所が満杯となっている施設が多い現在、子どもは施設を選択することはできない。児童養護施設は、多様に存在しており、そのギャップをうめることは容易でない。

バーター他(2009:13)では、イギリスの同様の状況において指摘されたいくつかの調査報告により、「施設管理者と職員や児童が協働して前向きに生きる機会を提供する構造と日常生活環境をつくりだす出す努力とともに、それぞれの認められる行為の範囲を制定する必要がある」ことを結論づけた。大勢の子どもが同じ生活空間で過ごす場合、その生活空間においてどうふるまうかという共通認識が必要なのである。

Hさんは、『権利ノート』の抱える矛盾も指摘する。子どもたちに伝えている情報とは相反する裏のスタンダードともいえる現状があるからだ。だからこそ、「ルールを守ってもらいたい」と子どもたちに訴えることになる。子どもにとっては、「こんなはずじゃなかった」と思われる理由でもある。このギャップを引き受けることになる施設現場は、「施設生活のしおり」を地域ブロック全体で協議することになる。ここでの困難さは、これらの共通認識と日課のルールが同じ俎上で議論されてしまうことである。つまり、

個別性として配慮されたり柔軟に対応できることと、子どもの安全のために失われてはいけない範囲が同じ「ルール」として語られてしまうのである。各施設の個別性は、生活上の日課やルールとして立ち現われる。一般家庭で家庭それぞれのルールを統一する必要がないように、各施設においてもそれぞれの個性は生じて当然である。一方で、子どもの権利侵害等は、施設全体に共通する課題である。そして、それらの共通認識も日課も、施設環境や集団生活によって大きく規定されている側面を忘れてはならない。すべてを子どもに義務やペナルティという形で、子どもが果たすべき役割として還元していったよいものであろうか。

Dさんは、「私等がもうしんどいっていったらもうね、あかんと思います。」と語る。Dさんのみならず、本調査の対象の職員たちは、簡単に成果や効果が見えてこない仕事のなかで長い目で子どもの姿をみながら、非力さを感じながら仕事を続けてこられた。井上(2009:44)が指摘するように「子どもの権利擁護を考えると、児童養護施設の現状を批判することの容易さがある半面、子どもの権利を支える実践を進める難しさと困難さから逃げることは許されない」現状がある。児童養護施設が最後の砦であることを十分に自覚し、そこで子どもの回復や育ちを保障しようとする施設職員たちの気概がそこにはある。しかし、その非力さが個人的力量の問題をゆうに越えていたり、改善すべき事項をすべて施設職員の力量に任せているのだとしたら問題である。

Bさんは、『権利ノート』の趣旨には十分賛同するが、人的配置基準が全く変わっていないなかで実現できない葛藤を語った。Gさんは子どもと職員の関係性が変化し、それによって職員がフル稼働となって子どもに付き合っている様子を語る。少ない人的配置の限界は、職員が忙殺され、疲弊し、職場から去っていくことにつながっていく。職員の離職率の高さは、職員集団としての維持も困難にさせていく。施設に入所した子どもにとって、こうした変化は好ましいものといえるのであろうか。ここでの課題は、職員の意識向上だけでは権利擁護が果たされないことを示している。

#### (4) 引用文献

クリスティーン バーター・デイヴィッド  
バーリッジ・パット コーソン・エマ  
レノルド/岩崎 浩三訳 (2009)『児童の施設養護における仲間による暴力』筒井書房  
小林多寿子 (1995)「インタビューからライフストーリーへ—語られた『人生』と構成された『人生』」中野卓・桜井厚『ライフストーリーの社会学』弘文

堂

井上 仁 (2009)「児童養護施設 20 年の検証と展望」『子どもの権利研究』第 15 号、2009 年 7 月

中野卓・桜井厚 (1995)『ライフストーリーの社会学』弘文堂

高橋重宏他 (1996)「子どもの権利擁護のあり方に関する研究—大阪府『子どもの権利ノート』の成果と課題を中心に—」『日本総合愛育研究所紀要』第 33 号

高橋重宏他 (2005)「児童養護施設における権利擁護の実態に関する研究 (その 2) —子どもの権利ノートの活用実態について」日本子ども総合研究所『日本子ども家庭総合研究所紀要』第 42 集

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計 2 件)

① 長瀬正子、児童養護施設経験者の進学経緯および卒業までの過程 — 大学等進学者の生活史インタビュー調査から、日本社会福祉学会第 56 回全国大会、2008 年 10 月 12 日、岡山県立大学

② 長瀬正子、児童養護施設現場における『子どもの権利ノート』導入によってもたらされた変化—大阪府内の施設職員に対するインタビュー調査から—、日本社会福祉学会第 57 回全国大会、2009 年 10 月 11 日、法政大学

[その他]

<http://www.tokiwakai.ac.jp/training/expanse.html>

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

長瀬 正子 (NAGASE MASAKO)

常磐会短期大学・幼児教育科・講師

研究者番号：20442296

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし